第千二百九十三号

平成十四年

曜

六月六日 木

日 Ξ 道路の区域

で用府市塩部三丁目一甲府市塩部三丁目 X 四五二番の一八地先ま四八〇番の五地先から 間 の旧 別新 旧 新 五一五一五十九 = .0 (メートル)敷地の幅員 (メートル) 長 -九 · 九・六 六

目 次

示

指定居宅介護支援事業者の廃止......三〇〇 指定介護老人福祉施設の指定...... 指定居宅サービス事業者の指定.

指定居宅サービス事業者の廃止......ニ〇一 落札者等の決定について......三〇一

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について...........................三〇三

公安委員会

IIOI

遊技機の型式の検定

告 示

山梨県告示第二百五十三号

設部において、この告示の日から平成十四年六月二十七日まで一般の縦覧に供する。 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道

山梨県知事

天 野

建

山梨県告示第二百五十四号

覧に供する。 域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十四年六月二十七日まで一般の縦 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道

平成十四年六月六日

道路の種類 県道

山梨県知事

天

野

建

路 線 名 四日市場上野原線

Ξ 道路の区域

二七六・〇	田田・〇	新	でで 一章日皇此写漢戸区区一者の二牡グ18
二七六・〇	七・六~	旧	番のこっ
(メートル) 長	(メートル)敷地の幅員	の旧別新	区

山梨県告示第二百五十五号

覧に供する。 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地 域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十四年六月二十七日まで一般の縦 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道

平成十四年六月六日

山梨県知事 天 野

建

県 公 報 第千二百九十三号 平成十四年六月六日

Щ

梨

道路の種類

県道

路

線

甲府昇仙峡線

平成十四年六月六日

九八

道路の種類 般国道

路 線 名 四一三号

Ξ 道路の区域

先百	有か南	
ま で い	耶留耶道志寸子中九マー (15回番) -らい のいまり (17年の三地都留郡道志村字向平二一四六番の三地	区
新	旧	の旧 別新
二六・九~四	- 九 五三・- 	(メートル)
九八・八	九八・八	(メートル) 長

山梨県告示第二百五十六号

覧に供する。 域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十四年六月二十七日まで一般の縦 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富土北麓・東部地 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道

平成十四年六月六日

山梨県知事 天 野

建

路線名

四一三号

道路の種類

一般国道

Ξ 道路の区域

一〇〇・五	七・六~九・三	新	電君近元本写名渕十〇ナラその
-00	七・六~四・五	旧	南が留が道法寸子 計願 こうていまり 引也もから 南都留郡道志村字岩瀬七一一一番の四地先
(メートル)	(メートル)	の旧別新	回

山梨県告示第二百五十七号

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地 覧に供する。 域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十四年六月二十七日まで一般の縦 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

平成十四年六月六日

山梨県知事 天

野

建

道路の種類 県道

路 線 名 都留道志線

Ξ 道路の区域

	都留市大野字大津二九三番の一地先まで都留市大野字大津二二〇番の一地先から	区
新	旧	の旧 別新
九 - 五 六	七・七・九・八	(メートル)敷地の幅員
三回〇・〇	II国O·O	(メートル) 長

山梨県告示第二百五十八号

設部において、この告示の日から平成十四年六月二十七日まで一般の縦覧に供する。 路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道

平成十四年六月六日

山梨県知事

天

野

建

県道 種道 類路 長坂高根線 路 線 名 田四六一四番の一地先まで北巨摩郡長坂町大字大八田字曲田六六二六番地先から北巨摩郡長坂町大字大八田字曲北巨摩郡長坂町大字大八田字曲 X 間 (メートル) 長 三七八・〇 期日開始の 六月六日 千四年

公 告

指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により、 指定居宅

サービス事業者として指定した。

平成十四年六月六日

山梨県知事 天 野

建

山 梨 県 公 報 第千二百九十三号 平成十四年六月六日

笛吹荘デイサ	護事業所 ー 指定型デインタ が介	事業所が一つでである。	護事業所	護事業所	し ーションみよ お問看護ステ	介護事業所配金額	ずき サロンはなみ ドイサービス	所あい 訪問介護事業	援センター 際第二介護支 株式会社北巨	援センター 摩第二介護支 株式会社北巨	セデッリング サービス タービス イサービス アイケー ビス	名称
東山梨郡牧丘	四二番地二六甲巨摩郡若草	五三ドエルー〇一一日摩郡玉穂	二村牧巨 都原原郡武川 三二	二村里 村地巨摩 地一三二 三二	六九番地 都留市法能六	三番葉一〇九	八番柳町五〇 南巨摩郡増穂	七号一六番一甲府市美咲二	番地二八 北巨摩郡長坂	番地二八 工工	病 番 は いっぱい は に かい は に のい な に のい は に のい は に のい は に かい は に は に は に ない は に は に は に は に は に は に は に は に は に は	所在地
一九七〇四〇〇	六四三六四三	六三五〇八〇〇	二九七一〇〇〇	二四三一〇〇〇	〇 一 九 六 一 九 〇 0	二九七〇六〇〇	三七一	○ 一九七〇 一〇 一	一九七一〇〇〇	一九七一〇〇〇	二九七一〇〇〇	介護保険事業所
通所介護	通所介護	通所介護	通所介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	通所介護	訪問介護	訪問入浴介護	訪問介護	通所介護	サービスの種類
平成十四年四月	平成十四年四月	平成十四年四月	平成十四年四月	平成十四年四月	一日 平成十四年四月	一日 平成十四年四月	十五日 平成十四年三月	一日 平成十四年三月	一日 平成十四年三月	一日 平成十四年三月	八日十四年一月	指定年月日

十日田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	護期入所生活介	 九九 九七 二 〇 〇	工工	事業所 大所生活介護 調
十日 平成十四年五月	通所介護	二の七二二〇〇	工番整吉富 三九理田古 号街地成端区一 换区 一 物画下	ビスセンター リスセンター
十日 平成十四年五月	通所介護	一九七一五〇〇	四二四番地一二 那里 四二四番 四二四十二 四二二 四二二 四二二 四二二 四二二 四二二 四二二 四二二 四	原 んじん・ ム ・ 上 野
十日 平成十四年五月	訪問介護	一九七一五〇〇	四二四 二四 四町上 四町 四町 四町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 り の の の の の の の	・上野原 ・上野原 ・上野原
十五日 平成十四年四月	訪問介護	五〇八〇五〇〇	○番心 一 一 一 一 一 一 七 一 七 一 七 七	ケアサー ビス
八日平四年四月	通所介護	一九七二三〇〇	九〇番都 番郡 地三一 一	花 太陽の家
一日 平成十四年四月	通所介護	一九七二三〇〇	地八五二 村八五二九番 一二九番	うと 合資会社 宅のと
一日 平成十四年四月	福祉用具貸与	二〇五十三〇〇	○○番 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	タトウ クトウ ワ
一日 平成十四年四月	生活介護知民対応型共同	一九五〇四八〇	○番型 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ループボーム 知呆性老人グ
一日 平成十四年四月	通所介護	-九七〇-〇- 〇二六	六号 目 一八番 T T T T T T T T T T T T T T T T T T T	かわター あさ
一日 平成十四年四月	護期入所生活介	一九七〇四〇〇	二番 世界	業所 所生活介護事 (1)
日		一	二番 地二四五	ービスセンタ

指定居宅介護支援事業者の指定

介護支援事業者として指定した。 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十六条第一項の規定により、 指定居宅

平成十四年六月六日

		山梨県知恵	知事 天 野	建建
名称	所 在 地	介護保険事業所	サービスの種類	指定年月日
接撃コークーを表する。	(古)	一九七一〇〇〇	居宅介護支援	一日 平成十四年三月
おぞら センター あ	の 号塩谷ビル 大月市大月二	一九七一四〇〇	居宅介護支援	一日 平成十四年三月

・上野原 り間に がしん かまれい | 業所護支援事 二番整吉富 三九理田进 号街近仮端 一換区一 物画下 四原北二町都四上留 五〇番地 審野郡 地原上 __ __九 三七 四九 三七 100 五〇〇 居宅介護支援 居宅介護支援

十日平成二年五月

十日平成一四年五月

指定介護老人福祉施設の指定

定介護老人福祉施設として指定した。 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十八条第 項第一号の規定により、

指

平成十四年六月六日

山梨県知事 天 野

建

ー別富 ム養士 寿護書	ホ特 ー別 ム養 ※	名
荘老田 人市 ホ特	笛護 吹老 荘人	称
二番整吉富三九理田士	二町東番室山地伏梨	所
号街地田吉区仮端田一換区市	地伏梨 二郡	在
一換区市 「地画下	四牧五丘	地
二一九五七二二〇〇	一九七〇四〇〇	番 号 介護保険事業所
ービス・世界の一大学によっています。	ー ビス 介護福祉施設サ	サービスの種類
十日 平成十四年五月	一日 平成十四年四月	指定年月日

指定居宅介護支援事業者の)廃止

支援事業所

四九七〇五〇〇

居宅介護支援

一日 平成十四年四月

護支援センタ

二町内屋 地川原屋 地川八一 川川市

三八九〇七〇〇

居宅介護支援

一平 日成

十四年四月

福山

记 協 協 持

会社居会

湖南

村都

平留野郡

四甲

三九〇七

居宅介護支援

平成十四年五月

寺事居 二 業宅 所介

所 一護 廣支援

五四番別一番別一年

六御三坂

四八二〇五〇〇

居宅介護支援

一平

日成

十四年四月

三八番馬八代番馬三七 地名

四七四〇五〇〇

居宅介護支援

一平 日成

十四年四月

所介護議議会居宅 下部町社会 事業宅

三町西八代 本 一 八 九 二 八 元 部

二九七〇六〇〇

居宅介護支援

一日 平成十四年四月

よしう問しる

ン護

スカテ

六九番地 本留市法能六

〇一 一九 二六 一

九〇

居宅介護支援

一平 日成

十四年四月

所 ツ協 の会事 ポークレイン 農業

—— 二九 七七

五00

居宅介護支援

一日 平成十四年三月

援事業者から廃止の届出があったので公示する。 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、 指定居宅介護支

平成十四年六月六日

山梨県知

事 天 野

建

(社)	名
1)山梨県	称
西八代郡上九	所
代郡	在
上九	地
- 九七〇六〇〇	番 号 介護保険事業所
居宅介護支援	サービスの種類
平成十三年十二	廃止年月日

Щ 梨 県 公 報 第千二百九十三号 平成十四年六月六日

指定居宅サービス事業者の廃止

ス事業者から廃止の届出があったので公示する。 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、指定居宅サービ

平成十四年六月六日

山梨県知事 天 野

建

名称	所在地	番 号 所 音 子 音 子 音 子 音 子 音 子 音 子 音 子 音 子 百 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五	サービスの種類	廃止年月日
護事業所問別	三番 地一〇九	- 九七〇六〇〇 〇六八	訪問介護	三十一日平成十四年三月
ー 岳介護センタ 株式会社八ヶ	番地一	九七 000	訪問介護	二十八日 二十八日
ー 岳介護センタ 株式会社八ヶ	番地一 北巨摩郡長坂	- 九七 - OOO	訪問入浴介護	二十八日平二月
所介護事業所 若草町指定通	四二番地二六甲巨摩郡若草	三〇四	通所介護	三十一日平成十四年三月
護事業所武川村通所介	二村牧原 地原 世 二二二 二二二	- 九七- 000	通所介護	三十一日平成十四年三月
護事業所配別	二村 哲物原 地原 一 三二	- 九七 - 000	訪問介護	三十一日平成十四年三月
東邦薬品株式	甲府市徳行四	一九七〇一〇〇	福祉用具貸与	平成十四年三月

病院 院 町 立 勝沼	会社山梨営業
番 地沼 九五〇 九五〇	〇号 号 一 三 番 三
三〇五〇四一〇	三五八
し) - ション (みな かな	
平成十四年四月	三十日日

落札者等の決定について

五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るもの 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 なお、この公告は、千九百九十四年四月十

平成十四年六月六日

随意契約に係る役務の名称及び数量

山梨県知事

天

野

建

県有試験研究施設実験廃液処理委託業務

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 _ 式

山梨県森林環境部大気水質保全課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

Ξ 随意契約の相手方を決定した日

平成十四年四月一日

兀 随意契約の相手方の氏名及び住所

山梨県機械金属工業団地協同組合 山梨県甲府市落合町八一七番地

五 随意契約に係る契約金額

契約の相手方を決定した手続 二千八百八十七万五千円

六

随意契約によることとした理由

七

第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政令

大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

年十月六日まで縦覧に供する。 り公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十四 あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとお 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による届出が

平成十四年六月六日

山梨県知事 天

野

建

届出者の氏名又は名称及び住所

- 氏名又は名称 株式会社なとり 代表取締役 名取孝雄
- 2 住所 中巨摩郡櫛形町沢登二十九番地

二 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名称 おかじま白根食品館
- 所在地 中巨摩郡白根町飯野三千六百八十九番地
- 2 変更した事項

二十五番地四千葉県市川市柏井町三丁目六百	二 代表取締役 荒井眞式会社 代表取締役 荒井眞	
甲府市塩部四丁目十六番十二号	表取締役 小林誠 有限会社モンセルヴァン 代	
十九番地五十二中巨摩郡白根町飯野三千六百六	役 依田辰男 代表取締	及者 び 住 氏 行
六 東京都国立市西一丁目十一番地	佐伯行彦 株式会社さえき 代表取締役	う皆り氏名又は名 おいて小売業を行 大規模小売店舗に
変更後の住所	変更後の氏名又は名称	変更事項

3 変更の年月日

平成十四年三月一日

届出年月日

Ξ

平成十四年三月二十九日

大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

年十月六日まで縦覧に供する。 り公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十四 あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとお 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による届出が

平成十四年六月六日

山梨県知事 天 野

建

届出者の氏名又は名称及び住所

1 氏名又は名称 ランドハウス株式会社 代表取締役 依田章

- 2 住所 南巨摩郡鰍沢町一番地
- 二 届出の概要
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名称 おかじま田富食品館
- 所在地 中巨摩郡田富町大字西花輪字小宮四千四百二十四番地八
- 2 変更した事項

称うお大 及る2.4 2.4				変
びのて模 住氏小小				更
		所名	ろ売売 マ業店	事
	が及び住所 の代規模小売店舗に という のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、			
水川保	役 小池英幸 有限会社アカシア	藤巻孝彦	株式会社さえき	変更後の氏名又は名称
	代表取締	取締役	代表取締役	人は名称
号甲府市下飯田二丁目十一番十六	十七番地:	一番地一	京都国立市西一丁目十	変
下飯	地郡 八長	一郡昭	国分	更
田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	八十九長坂上条二	和町	市西	後
	長 坂	清水	丁	の
+	上条	新居	目十	住
番十六	千七	町清水新居百九十	番地	所

3 変更の年月日

平成十四年三月一日

Ξ 届出年月日

平成十四年三月二十九日

落札者等の決定について

五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るもの 次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十

平成十四年六月六日

山梨県知事 天 野

建

山梨県農業農村整備事業新積算システム用機器 随意契約に係る借入物品等の名称及び数量 一式

- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- 山梨県農政部耕地課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- Ξ 随意契約の相手方を決定した日

平成十四年四月一日

兀 随意契約の相手方の氏名及び住所

エヌイーシーリー ス株式会社 東京都立川市錦町一丁目八番七号

五 三千三百十三万六千七百四十円 随意契約に係る契約金額

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政令

第三百七十二号)第十条第一項第二号に該当

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

平成十四年六月六日

山梨県知事 天 野

建

開発区域 (工区) に含まれる地域の名称 中巨摩郡竜王町名取字上阿原八七の一、八七の二、八七の四及び八七の五

= 公共施設の種類、位置及び区域

道 公共施設の種類 路 次の図のとおり 位 置 及 び X 域

町役場に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び竜王

Ξ 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡竜王町富竹新田九百八十三番地 石川秀徳

土地改良区役員の退任及び就任

町土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、竜王

山梨県知事

天

野

建

平成十四年六月六日

退 任

Щ

梨

県

公 報

第千二百九十三号

平成十四年六月六日

役職名	
氏	
名	
住	
所	
退	
任	
年	
月	
日	
1	

理 事 郎八木小太 |地||中巨摩郡竜王町富竹新田五八五番||平成十四年三月三十一日

= 就 任

理事	役職名
山本	氏
正文	名
甲府市国母八丁目	住
一番二九号	所
平成十四年四月	就
	任
	年
一日	月
Ц	日

公安委員会

遊技機の型式の検定

規定により公示する。 四号) 第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めたので、同規則第九条第一項の 技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則 (昭和六十年国家公安委員会規則第 第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)

なお、検定の有効期間は、平成十七年六月五日までとする。

平成十四年六月六日

山梨県公安委員会

委員長 古 屋 忠

彦

二番九号 二番九号 上野三丁目一東京都台東区東上野三丁目一東京都台東区東上野三丁目一		五番一二号 東京都千代田区東神田二丁目東京都年代田区東神田二丁目が入口ジーズ 代表取締役株式会社アリストクラートテ	申請者氏名又は名称及び住所	
	動第二 第三 第三 1 9 1 9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	五) 二号(別表第 別系第第 回胴式遊技機	区の	型
	炸虫 C 裂ラ R 編ン じし	シサンユウ	式夕	の既
	研工株 	ジテクア株 ークラリ式 ズノース会 ロトト社	業は製	要
	二三〇一七四	一回〇十〇回	検定番号	

六〇番地 代表取締役 株式会社三共 代表取締役	ー三号 東京都台東区台東三丁目六番 東京都台東区台東三丁目六番 テクノコーシン株式会社 代	丁目一一番一三号 受知県名古屋市中区丸の内二 愛知県名古屋市中区丸の内二 ドディ 代表取締役 杉島紀 ドディ	丁目二番一八号 受利避機株式会社 代表取締 奥村遊機株式会社 代表取締	丁目二番一八号 受知県名古屋市昭和区鶴舞二 受知県名古屋市昭和区鶴舞二 奥村遊機株式会社 代表取締	三丁目二〇番八号 受知県名古屋市中川区尾頭橋愛知県名古屋市中川区尾頭橋京楽産業株式会社 代表取締	〇一四番地の八 甲島潤 中島潤 株式会社平和 代表取締役
動物 ()	五) 二号(別表第回胴式遊技機	動第二分 第二分 第二分 第二分 第二分 第二分 第二十分 第二十分 第二十分 第	動第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	動第二十分 ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は	動第二分 (別表 (別表 (別表) (別表) (別表)	動第三 第三 明第三 明第三 明第六 明第六 第 開 別 で 別 表 第 表 第 日 日 の の り 日 の り 日 り の り 日 り の れ る り り る り る り る り る る る る る る る る る る
ンジ C GプバR Pシ フ ヤエィ	サイデー スペラ ガラ	VU!C RSR AAO IMH	スク C Mス R S 獣っ	スク C スト 獣っ	マC ンR Zピ 2 I	l キ 助ン V が ホ
三株共式会社	式 ミシン 社 ン ル オ ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス	ンアサ株 ドーン式 デルセ会 ィアイ社	株奥 式村 会遊 社機	株奥 式村 会遊 社機	株京 式楽 会 社業	平株 和式 会 社
1001	二四〇一六六	二001三五		二〇〇一六九	1100111110	==0 - 10 - 10
						三号 都 渋谷区

発行者

Щ 梨 県

甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 ㈱サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番

三号東京都渋谷区東二丁目二三番後、寶田久治株式会社ダイドー(代表取締
動第二 第二 号イ(別表 別 制 制 間 で り で り の で り の で り の り の り の り の り り の り の
PエーC スバR トーフ Sクィ
ダ株 イ式 ドー 社
三 〇 〇 三 五